

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月2日
【届出者の氏名又は名称】	GMOクリックホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区桜丘町20番1号 渋谷インフォスタワー
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-6221-0183
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 鬼頭 弘泰
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	GMOクリックホールディングス株式会社 (東京都渋谷区桜丘町20番1号 渋谷インフォスタワー) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、GMOクリックホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、FXプライム株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式についての権利を指します。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

F Xプライム株式会社

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、平成24年8月1日開催の当社取締役会において、株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ」といいます。）にその株式を上場している対象者の発行済普通株式（以下「対象者株式」といいます。）のうち、対象者の親会社である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）の保有する対象者株式の全て（所有株式数4,568,500株、所有割合（注）56.40%、以下「伊藤忠商事保有株式」といいます。）を取得し、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けは、伊藤忠商事保有株式を取得し、対象者を当社の連結子会社とすることを目的とするものであることから、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）につき、伊藤忠商事保有株式の数と同数である4,568,500株を下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、当社は、対象者株式の上場廃止については企図しておりませんが、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）による売却を希望する伊藤忠商事以外の対象者の株主の皆様に対して、伊藤忠商事と同様に売却機会を確保する目的から、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,568,500株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います（本公開買付けにより対象者株式が上場廃止となる可能性の有無については、下記「（5）上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」をご参照下さい。）。

なお、当社は、対象者の親会社である伊藤忠商事との間で、平成24年8月1日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、伊藤忠商事保有株式について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております（その概要については、下記「（3）当社と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。）。

また、対象者公表の平成24年8月1日付「GMOクリックホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明について」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付け価格は適切であると判断するものの、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であることを踏まえて、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

また、対象者の社外監査役である中島聡氏を除く監査役2名が上記取締役会に出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様への判断に委ねることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち、伊藤忠商事の従業員を兼任する中島聡氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議には参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

(注) 株式所有割合は、対象者が平成24年6月25日に提出した第9期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(8,300,000株)から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者の保有する自己株式数(200,090株)を控除した株式数(8,099,910株)を分母にして計算しております(なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において、同様に計算しております。)

## (2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、完全子会社であるGMOクリック証券株式会社(以下「GMOクリック証券」といいます。)の持株会社として、当社及びその子会社・関連会社にて構成される企業集団(以下「当社グループ」といいます。)の事業多角化の推進に加え、コーポレートガバナンスの機能強化を目的として、平成24年1月に設立された会社です。

当社の完全親会社であるGMOインターネット株式会社(以下「GMOインターネット」といいます。)及びその子会社・関連会社にて構成される企業集団(以下「GMOインターネットグループ」といいます。)は、「すべての人にインターネットを」というコーポレートキャッチのもと、WEBインフラ・EC事業、インターネットメディア事業、インターネット証券事業、ソーシャル・スマートフォン関連事業、インキュベーション事業を中心に、インターネット関連事業への展開を図っており、GMOインターネットの株式は平成17年6月より株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しております。

また、当社グループの中核事業を担うGMOクリック証券は、平成17年10月に設立された金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者であり、一般投資家を対象として、有価証券取引や外国為替証拠金取引(以下「FX」といいます。)等の金融商品取引サービスをオンラインを中心として提供しております。

GMOクリック証券では、主力である株式取引及び店頭FX「FXネオ」に加え、取引所為替証拠金取引「くりっく365」や株価指数・株式・商品CFD、外為オプション等、お客様のニーズに対応した多様な商品サービスを提供しております。その中で、「信用取引手数料無料キャンペーン」等の各種キャンペーンの実施や店頭FX「FXネオ」の取引スプレッドの縮小、外為オプション取引専用のスマートフォンアプリをはじめとする各種取引ツールの提供開始、及び取引環境の継続的な改善を行う等、取引コストを含むお客様の利便性の向上に取り組み、お客様基盤の拡大に注力してまいりました。

当社グループでは、お客様基盤の一層の充実を図ることが持続的な事業成長のための重要な経営課題の一つであると認識し、特にFX事業における新規のお客様の獲得に当たっては、取引コストを最大の差別化要素として捉え、取引条件面での競争優位性を維持・向上していく方針とし、価格競争力の高い取引条件にてサービスの提供をしております。しかしながら、現状において、業者間における取引条件の競争が厳しさを増しており、また、今後もこの傾向は続いていくことが予想されるため、新規のお客様の獲得に当たっては、取引条件といった定量的な要素に加え、ブランドや信用力といった定性的な要素も充実させていくことが必要であると考えております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成15年9月、伊藤忠商事の100%出資で設立され、同年12月にインターネットを通じたFX事業を開始したとのことです。その後、平成20年9月にジャスダック証券取引所(現JASDAQ)に株式を上場しております。平成24年3月31日現在、伊藤忠商事は対象者株式を4,568,500株(所有割合56.40%)保有しており、対象者は伊藤忠商事の連結子会社となっているとのことです。

対象者は、設立当初よりコンプライアンスとシステムの安定性に重点を置いた経営をモットーとしており、平成19年1月にISMS(情報セキュリティ国際規格)認証[ISO/IEC27001:2005]を取得し、平成21年9月には苦情対応マネジメントシステム[ISO10002]への適合を宣言し、また、同年11月にはITSM(ITサービスマネジメントシステム国際規格)認証[ISO/IEC20000-1:2005]を取得しているとのことです。また、対象者は、完全固定スプレッド、独自の個別ロスカットルール、豊富な金融情報、上場会社としてのブランドや信用力、システムの安定性等を武器に、堅実な経営を実践してきたとのことです。

しかしながら、現在のFX業界は、平成22年8月以降の保証金規制の導入や欧州債務問題等による金融市場の冷え込み等により投資環境が悪化し、取引高が伸び悩んでおり、また、FX業界におけるスプレッド縮小競争の激化により、収益性が大きく低下するという厳しい状況にあります。

そうした状況の下、対象者はシステム関連経費等の見直しによる大幅な経費削減を行うとともに、ブローカー型のビジネス・モデルからリスク・マネジメント型のビジネス・モデルへの転換を図ることで収益力を強化し、価格競争力を高めるとともに、ブランド力や信用力を活かしてお客様基盤の拡充を図り、経営環境の厳しいFX業界で生き残ることを目指しているとのことです。また、これら対象者単独での事業強化と同時にFX業界における事業者再編の動きが強まる中、かねてより同業他社等との事業統合等による事業拡大、並びに企業価値向上についても適宜検討を重ねてきたとのことです。

そうした状況を踏まえ、当社は、対象者を当社の連結子会社とすることにより、対象者が有する上場企業としてのブランドや信用力、システムの安定性、及び当社グループが有する取引条件面での競争優位性といった両社の強みを活かすことで、対象者及び当社グループのお客様基盤の充実及び収益性の向上を実現し、対象者及び当社グループの継続的な企業価値向上に貢献できるものと考えております。加えて、当社グループの収益向上が完全親会社であるGMOインターネットグループの連結業績にも貢献できるものと考えております。

このような状況の中で、当社は、平成24年5月頃から、対象者の親会社である伊藤忠商事との間で、伊藤忠商事保有株式を当社に対して譲渡することに係る協議を重ねた上で、対象者に対し、対象者を当社の連結子会社とすることで、対象者のお客様基盤の充実及び収益性の向上を実現し、企業価値向上に貢献したいとの内容の提案（以下「本提案」といいます。）をいたしました。

対象者プレスリリースによれば、本提案を受けて以降、対象者は、下記「（４）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載した、第三者算定機関であるみずほ証券から取得した対象者株式の株式価値に関する算定書（以下「対象者算定書」といいます。）及び、対象者のリーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所による法的助言、並びに当社及び伊藤忠商事との間で利害関係を有しない独立役員（大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第7条第1項において定義されます。以下同じです。）の意見の内容等を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ってきたとのことです。

また、当社及び対象者は、経営方針やシナジー効果を検討し、対象者の企業価値向上について検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び対象者は、当社による本公開買付けの実施により、以下のシナジー効果を実現できると考えております。

（i）対象者の価格競争力の強化

当社グループのGMOクリック証券は高い価格競争力を有しており、GMOクリック証券が対象者のカバー先金融機関の1社となることで、対象者の取引コストの低減が図れるものと考えております。その結果、対象者の価格競争力が強化され、対象者はお客様に対してより魅力的な取引条件を提供することが可能となり、新規のお客様の獲得、取引高の増加、及び収益性の向上が期待されます。

（ii）当社グループの集客力の強化

当社グループでは、今後のFX事業における新規のお客様の獲得においては、これまでの取引条件面での競争優位性を活用した方法だけではなく、ブランドや信用力といった定性的な要素も活用し、お客様それぞれの取引趣向に合致したサービスを提供することが必要不可欠であると考えております。そのため、対象者が当社グループの一員となり、上場会社としての信用力やシステムの安定性を有する対象者のブランドを維持、活用することで、これまで当社グループではアプローチできなかった新たなお客様にアプローチすることが可能となり、当社グループのお客様基盤のより一層の充実が図れるものと期待されます。

(iii)両社のシステム資源の共有

インターネット・ビジネスの基盤となる、システムの設備、技術、サービス等の資源を両社で共有することにより、より安定したシステムの運用、並びに、システムに係るコストの削減が可能となり、当社及び対象者の企業価値の向上に貢献することが期待されます。

以上の状況を踏まえて、当社は、対象者及び対象者の親会社である伊藤忠商事との間で協議を重ねた結果、対象者を当社の連結子会社とすることにより、上記のシナジー効果を実現することが、当社及び対象者の企業価値向上の観点から望ましいとの結論に至り、平成24年8月1日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

対象者は、みずほ証券から取得した対象者算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、当社及び伊藤忠商事との間で利害関係を有しない対象者の独立役員の見解の内容等を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けは、対象者の企業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は適切であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成24年8月1日開催の対象者取締役会において、全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、みずほ証券から取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付け価格は適切であると判断するものの、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であることを踏まえて、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様判断に委ねることを決議したとのことです。

また、対象者の社外監査役である中島聡氏を除く監査役2名が上記取締役会に出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様判断に委ねることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち、伊藤忠商事の従業員を兼任する中島聡氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議には参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

なお、当社は、本公開買付け後、対象者に対して臨時株主総会を開催するよう要請し、かかる臨時株主総会において当社が選出した候補者を対象者の役員として若干名派遣する旨の議案を付議する予定です。ただし、当該臨時株主総会の開催時期並びに当社が選出した候補者が対象者の役員として派遣された後における対象者の役員構成及び経営方針の詳細については現時点において未定であります。なお、対象者の監査役のうち、中島聡氏は、本公開買付け成立後速やかに対象者の監査役を辞任する予定であります。なお、対象者の現任の取締役又は他の現任の監査役の去就については現時点において未定であります。

## (3) 当社と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の親会社である伊藤忠商事との間で、平成24年8月1日付で本応募契約を締結しております。本応募契約において、伊藤忠商事は、本応募契約において当社が伊藤忠商事に対して表明及び保証する事項(注1)が重要な点において真実かつ正確であること、当社について、本応募契約に規定する義務(注2)の重大な違反が存在しないこと、対象者の取締役会により本公開買付けに賛同する旨の意見表明(公開買付期間の延長請求及び当社に対する質問を含まないものに限られる。)を行う旨の決議が適法かつ有効に行われ、その旨が公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと、

裁判所その他司法・行政機関等に対して、本公開買付け又は伊藤忠商事による本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる手続も係属しておらず、かつ、本公開買付け又は伊藤忠商事による本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる決定等も存在していないこと、伊藤忠商事が、金融商品取引法第166条第1項柱書に規定される対象者に係る未公表の重要事実を認識していないこと及び金融商品取引法第167条第1項柱書に規定される未公表の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことを前提条件として、伊藤忠商事保有株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。但し、伊藤忠商事は、その任意の裁量により、これらの前提条件のいずれも放棄することができるものとされており、仮にこれらの前提条件の全部又は一部が充足されなかったとしても、伊藤忠商事がその裁量により本公開買付けに応募することは禁止されておられません。なお、本公開買付けの条件の変更、当社以外の者による対象者株式に対する公開買付けその他対象者株式の買付けに係る法的拘束力のある申出等がなされ、本公開買付けへの売付けの申込みが伊藤忠商事の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあるものと合理的に判断される場合は、伊藤忠商事は当社に対して、本公開買付けの条件の変更等につき協議を申し出ることができ、当該申出から5営業日後の日又は公開買付期間終了日の前営業日のいずれか早く到来する日までに伊藤忠商事と当社間で協議が調わない場合には、伊藤忠商事は本公開買付けに応募せず、又は応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができるものとしております。

注1) 本応募契約では、当社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社であり、その現在行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力を有していること、当社は、本応募契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力を有しており、当社による本応募契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、当社は、本応募契約を締結し、これを履行するために必要な社内手続を全て履践していること、本応募契約は、当社により適法かつ有効に締結され、当社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、本応募契約は、各規定に従い当社に対して強制執行が可能であること、当社は、本応募契約の締結及び履行のために、表明及び保証の時点までに当社において必要とされる司法・行政機関等からの許認可等の取得、司法・行政機関等に対する報告等の実施その他の法令等上の手続を、全て法令等の規定に従い、適法かつ適正に履践済みであること、当社による本応募契約の締結及び履行は、(i)法令等に違反するものではなく、(ii)当社の定款その他の社内規則に違反するものではなく、(iii)当社が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ、(iv)司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと、が当社の表明保証事項とされております。

注2) 当社は、本応募契約において、本公開買付けを開始する義務のほか、本応募契約に規定する当社の表明及び保証に誤りがあることを認識した場合及び正確性に影響を与える可能性のある事項が発生したことを認識した場合には、速やかに伊藤忠商事に対して、その旨を通知する義務を負っております。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者の親会社である伊藤忠商事が当社と本応募契約を締結しており、必ずしも対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてグローウィン・パートナーズ株式会社（以下「グローウィン・パートナーズ」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、グローウィン・パートナーズは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

グローウィン・パートナーズは、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社はグローウィン・パートナーズから、平成24年7月31日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、グローウィン・パートナーズから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

グローウィン・パートナーズが上記各手法に基づき算定した対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 195円から232円

DCF法 393円から444円

市場株価法では、基準日を平成24年7月30日として、基準日終値（195円）、直近1ヶ月の出来高加重平均値（198円）、直近3ヶ月の出来高加重平均値（204円）及び直近6ヶ月の出来高加重平均値（232円）を総合的に勘案し、1株当たりの株式価値の範囲を195円から232円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等を基に対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を393円から444円までと分析しております。

グローウィン・パートナーズは、株式価値算定書の提出に際して、対象者及び当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、対象者の財務予測及び当社が見込んだシナジー効果については、対象者及び当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、グローウィン・パートナーズが、DCF法による算定の際の前提とした対象者の事業計画は、当社が見込んだシナジー効果を加味した平成25年3月期乃至平成27年3月期の将来の事業計画であり、当該事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは主として、カバー取引の効率化と新商品の投入による増益を見込んでいるためです。

当社は、本公開買付価格について、グローウィン・パートナーズより取得した株式価値算定書の算定結果を参考に、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討いたしました。加えて、対象者に対するデュー・ディリジェンス（事業・財務・税務・法務）、過去に発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、かつ、対象者との協議の結果及び本応募契約の相手方である伊藤忠商事との協議・交渉の結果を踏まえ、当社が対象者に対して対象者の株式の市場価格に一定のプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、最終的に本公開買付価格を1株当たり410円と決定しました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年7月31日のJASDAQにおける対象者株式の終値195円に対して110.26%（小数点以下第三位四捨五入、以下プレミアム率の計算においては同様とします。）、平成24年7月31日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の平均値197円に対して108.12%、平成24年7月31日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の平均値209円に対して96.17%、平成24年7月31日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の平均値233円に対して75.97%のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成24年8月1日のJASDAQにおける対象者株式の終値208円に対して97.12%のプレミアムを加えた金額となります。

#### 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、当社から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付価格に対する意見表明を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてみずほ証券に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、みずほ証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

みずほ証券は、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき一定の前提及び条件の下で、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者はみずほ証券から平成24年7月31日に対象者算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付価格の妥当性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価基準法 192円から233円

DCF法 386円から432円

市場株価基準法では、基準日を平成24年7月30日として、JASDAQにおける対象者株式の直近1週間の終値の単純平均値（192円）、直近1ヶ月の終値の単純平均値（197円）、直近3ヶ月の終値の単純平均値（209円）及び直近6ヶ月の終値の単純平均値（233円）を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を192円から233円までと算定しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等を基に対象者の事業活動によって生み出される将来のキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより対象者の株式価値を評価し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を386円から432円と算定しているとのことです。

みずほ証券は、対象者算定書の提出に際して、対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測については、対象者の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

対象者が、みずほ証券に提出したDCF法による算定の際に前提となる対象者の事業計画は、当社とのシナジー効果を加味した平成25年3月期乃至平成27年3月期の将来の事業計画であり、当該事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。これは主として、カバー取引の効率化と新商品の投入による増益を見込んでいるためとのことです。



#### 対象者におけるリーガルアドバイザーからの助言

対象者取締役会での検討及び意思決定に際しては、本公開買付けに関する意思決定過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、対象者のリーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに関する意思決定過程、意思決定方法その他の法的留意点に関して必要な法的助言を得ているとのことです。

#### 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者は、平成24年8月1日、当社及び対象者の支配株主（大阪証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号g及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1（2）の2において定義されます。以下同じです。）である伊藤忠商事との間に利害関係を有せず、対象者の独立役員として大阪証券取引所に届け出ている社外取締役の進士肇氏及び社外監査役の志賀こず江氏から、(i)本公開買付けについて、対象者の企業価値の向上の観点から検討が行われていること、(ii)本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件について当社と伊藤忠商事との間で実質的な交渉が行われており、かつ、対象者における本公開買付けに関する意見の決定過程において公正な手続を通じて少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iii)(i)、(ii)及びみずほ証券による対象者の普通株式の株式価値の算定結果との整合性等に鑑み、本公開買付け価格の公正性が確保されていると考えられること等の事情を総合的に検討した上で、本公開買付けに関する意見表明に係る対象者の決定が、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書をそれぞれ入手したとのことです。

#### 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員による承認

対象者は、みずほ証券から取得した対象者算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、当社及び伊藤忠商事との間で利害関係を有しない対象者の独立役員の見解の内容等を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けは、対象者の企業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は適切であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成24年8月1日開催の対象者取締役会において、全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、みずほ証券から取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付け価格は適切であると判断するものの、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であることを踏まえて、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様判断に委ねることを決議したとのことです。

また、対象者の社外監査役である中島聡氏を除く監査役2名が上記取締役会に出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様判断に委ねることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち、伊藤忠商事の従業員を兼任する中島聡氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議には参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

#### 買付け等の期間を比較的長期に設定

当社は、公開買付け期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付け期間を比較的長期にすることにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも対象者株式に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、当社及び対象者は、当社以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が当社の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式はJASDAQに上場しております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、当社は、引き続き対象者株式のJASDAQ上場を原則として維持する方針です。但し、本公開買付けは、伊藤忠商事以外の対象者の株主の皆様に対しても売却の機会を提供するため、買付予定数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、JASDAQにおける有価証券上場規程第47条に規定される下記の上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

上場会社の事業年度の末日において、浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役、執行役をいいます。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除きます。）を除く株主が所有する株式の数をいいます。）が500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日において、株主数が150人未満である場合において、1年以内に150人以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額（浮動株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じて得た額をいいます。）が2億5,000万円未満である場合において、1年以内に2億5,000万円以上とならないとき

但し、本公開買付けの結果、対象者株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は、対象者ととも、対象者の株券等の売出し又は立会外分売等の方法により、本公開買付けによる対象者株式の上場廃止を回避するための具体的な方策を慎重に検討し、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

なお、上記 浮動株式数及び 浮動株時価総額による上場廃止基準については、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度より適用されます。

(6) 本公開買付け後の株券等を更に取得する予定の有無

当社は、対象者を当社の連結子会社とすることを企図しておりますが、対象者株式全ての取得又は上場廃止を企図しておらず、現時点で、本公開買付け後に、対象者の株券等の追加取得を行うことは予定しておりません。

## 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

## (1) 【買付け等の期間】

## 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年8月2日（木曜日）から平成24年9月12日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	平成24年8月2日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 （電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

## 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

## 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

## (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金410円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券（ ）	-
株券等預託証券 （ ）	-
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてグローウィン・パートナーズに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、グローウィン・パートナーズは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。</p> <p>グローウィン・パートナーズは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社はグローウィン・パートナーズから、平成24年7月31日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、グローウィン・パートナーズから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>グローウィン・パートナーズが上記各手法に基づき算定した対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法 195円から232円 DCF法 393円から444円</p> <p>市場株価法では、基準日を平成24年7月30日として、基準日終値（195円）、直近1ヶ月の出来高加重平均値（198円）、直近3ヶ月の出来高加重平均値（204円）及び直近6ヶ月の出来高加重平均値（232円）を総合的に勘案し、1株当たりの株式価値の範囲を195円から232円までと分析しております。</p>

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等を基に対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を393円から444円までと分析しております。

グローウィン・パートナーズは、株式価値算定書の提出に際して、対象者及び当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、対象者の財務予測及び当社が見込んだシナジー効果については、対象者及び当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、グローウィン・パートナーズが、DCF法による算定の際の前提とした対象者の事業計画は、当社が見込んだシナジー効果を加味した平成25年3月期乃至平成27年3月期の将来の事業計画であり、当該事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは主として、カバー取引の効率化と新商品の投入による増益を見込んでいるためです。

当社は、本公開買付価格について、グローウィン・パートナーズより取得した株式価値算定書の算定結果を参考に、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討いたしました。加えて、対象者に対するデュー・ディリジェンス（事業・財務・税務・法務）、過去に発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、かつ、対象者との協議の結果及び本応募契約の相手方である伊藤忠商事との協議・交渉の結果を踏まえ、当社が対象者に対して対象者の株式の市場価格に一定のプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、最終的に本公開買付価格を1株当たり410円と決定しました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成24年7月31日のJASDAQにおける対象者株式の終値195円に対して110.26%、平成24年7月31日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の平均値197円に対して108.12%、平成24年7月31日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の平均値209円に対して96.17%、平成24年7月31日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の平均値233円に対して75.97%のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成24年8月1日のJASDAQにおける対象者株式の終値208円に対して97.12%のプレミアムを加えた金額となります。

算定の経緯	<p>(買付価格の決定に係る経緯)</p> <p>当社の完全子会社であるGMOクリック証券は、「信用取引手数料無料キャンペーン」等の各種キャンペーンの実施や店頭FX「FXネオ」の取引スプレッドの縮小、外為オプション取引専用のスマートフォンアプリをはじめとする各種取引ツールの提供開始、及び取引環境の継続的な改善を行う等、取引コストを含むお客様の利便性の向上に取り組み、お客様基盤の拡大に注力してまいりました。</p> <p>当社グループでは、お客様基盤の一層の充実を図ることが持続的な事業成長のための重要な経営課題の一つであると認識し、特にFX事業における新規のお客様の獲得に当たっては、取引コストを最大の差別化要素として捉え、取引条件面での競争優位性を維持・向上していく方針とし、価格競争力の高い取引条件にてサービスの提供をしております。しかしながら、現状において、業者間における取引条件の競争が厳しさを増しており、また、今後もこの傾向は続いていくことが予想されるため、新規のお客様の獲得に当たっては、取引条件といった定量的な要素に加え、ブランドや信用力といった定性的な要素も充実させていくことが必要であると考えております。</p> <p>一方、対象者プレスリリースによれば、現在のFX業界は、平成22年8月以降の保証金規制の導入や欧州債務問題等による金融市場の冷え込み等により投資環境が悪化し、取引高が伸び悩んでおり、また、FX業界におけるスプレッド縮小競争の激化により、収益性が大きく低下するという厳しい状況にあります。</p> <p>そうした状況の下、対象者はシステム関連経費等の見直しによる大幅な経費削減を行うとともに、ブローカー型のビジネス・モデルからリスク・マネジメント型のビジネス・モデルへの転換を図ることで収益力を強化し、価格競争力を高めるとともに、ブランド力や信用力を活かしてお客様基盤の拡充を図り、経営環境の厳しいFX業界で生き残ることを目指しているとのこと。また、これら対象者単独での事業強化と同時にFX業界における事業者再編の動きが強まる中、かねてより同業他社等との事業統合等による事業拡大、並びに企業価値向上についても適宜検討を重ねてきたとのこと。</p> <p>そうした状況を踏まえ、当社は、対象者を当社の連結子会社とすることにより、対象者が有する上場企業としてのブランドや信用力、システムの安定性、及び当社グループが有する取引条件面での競争優位性といった両社の強みを活かすことで、対象者及び当社グループのお客様基盤の充実及び収益性の向上を実現し、対象者及び当社グループの継続的な企業価値向上に貢献できるものと考えております。加えて、当社グループの収益向上が完全親会社であるGMOインターネットグループの連結業績にも貢献できるものと考えております。</p> <p>このような状況の中で、当社は、平成24年5月頃から、対象者の親会社である伊藤忠商事との間で、伊藤忠商事保有株式を当社に対して譲渡することに係る協議を重ねた上で、対象者に対し、本提案をいたしました。</p> <p>対象者プレスリリースによれば、本提案を受けて以降、対象者は、第三者算定機関であるみずほ証券から取得した対象者算定書及び、対象者のリーガルアドバイザーである森・濱田松本法律事務所による法的助言、並びに当社及び伊藤忠商事との間で利害関係を有しない独立役員の見解の内容等を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ってきたとのこと。</p>
-------	---

また、当社及び対象者は、経営方針やシナジー効果を検討し、対象者の企業価値向上について検討を重ねて参りました。その結果、当社及び対象者は、当社による本公開買付けの実施により、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載した、(i)対象者の価格競争力の強化、(ii)当社グループの集客力の強化、及び(iii)両社のシステム資源の共有というシナジー効果を実現できると考えております。

以上の状況を踏まえて、当社は、対象者及び対象者の親会社である伊藤忠商事との間で協議を重ねた結果、対象者を当社の連結子会社とすることにより、シナジー効果を実現することが、当社及び対象者の企業価値向上の観点から望ましいとの結論に至り、平成24年8月1日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてグローウィン・パートナーズに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、グローウィン・パートナーズは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

グローウィン・パートナーズは、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社はグローウィン・パートナーズから、平成24年7月31日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、グローウィン・パートナーズから本公開買付け価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

( ) 当該意見の概要

グローウィン・パートナーズが上記各手法に基づき算定した対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 195円から232円

DCF法 393円から444円

市場株価法では、基準日を平成24年7月30日として、基準日終値(195円)、直近1ヶ月の出来高加重平均値(198円)、直近3ヶ月の出来高加重平均値(204円)及び直近6ヶ月の出来高加重平均値(232円)を総合的に勘案し、1株当たりの株式価値の範囲を195円から232円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績動向及び対象者より提出を受けた情報等を基に対象者の事業活動によって生み出される将来のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を393円から444円までと分析しております。

グローウィン・パートナーズは、株式価値算定書の提出に際して、対象者及び当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、対象者の財務予測及び当社が見込んだシナジー効果については、対象者及び当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

	<p>なお、グローウィン・パートナーズが、DCF法による算定の際の前提とした対象者の事業計画は、当社が見込んだシナジー効果を加味した平成25年3月期乃至平成27年3月期の将来の事業計画であり、当該事業計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。これは主として、カバー取引の効率化と新商品の投入による増益を見込んでいるためです。</p> <p>( ) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、本公開買付価格について、グローウィン・パートナーズより取得した株式価値算定書の算定結果を参考に、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討いたしました。加えて、対象者に対するデュー・ディリジェンス（事業・財務・税務・法務）、過去に発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、かつ、対象者との協議の結果及び本応募契約の相手方である伊藤忠商事との協議・交渉の結果を踏まえ、当社が対象者に対して対象者の株式の市場価格に一定のプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成24年8月1日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり410円と決定しました。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
8,099,910 (株)	4,568,500 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,568,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,568,500株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である8,099,910株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の平成24年6月25日提出の第9期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数(8,300,000株)から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の対象者が保有する自己株式数(200,090株)を控除した株式数になります。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	80,999
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月2日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月2日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(j)	80,992
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 (a)/(j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(8,099,910株)の株券等に  
係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者が平成24年6月25日に提出した第9期有価証券報告書に記載  
された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単  
元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占  
める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同有価証券報告書に記載された平  
成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(8,300,000株)から、同有価証券報告書に記載された平成24年3月31  
日現在の対象者が所有する自己株式数(200,090株)を控除した株式数(8,099,910株)に係る議決権数(80,999個)  
を「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株  
券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。



## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の16時までに応募して下さい。

本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等につきましては、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「（8）その他」をご参照下さい。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。

対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。（注4）

#### (注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります（法人の場合は、法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者」についても本人確認書類が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人・・・ 印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

法人・・・ 登記簿謄本、官公庁から発行された書類等

本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地

外国人株主等・・・ 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限ります。）

(注2) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(注4) 特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

## (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	3,320,963,100
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	59,000,000
その他(c)	4,100,000
合計(a)+(b)+(c)	3,384,063,100

(注1)「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けの買付予定数(8,099,910株)に1株当たりの買付価格(410円)を乗じた金額を記載しております。

(注2)「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3)「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4)その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は公開買付終了後まで未確定です。

(注5)上記金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

## 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
-	-
計(a)	-

## 【届出日前の借入金】

## イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

## ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	計			-

## 【届出日以後に借入れを予定している資金】

## イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社あおぞら銀行 (東京都千代田区九段南 一丁目3番1号)	買付け等に要する資金に充当する ための借入れ(注1) 担保:対象者株式等 弁済期:平成29年7月末日 金利:全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利	3,600,000
計(b)				3,600,000

(注1) 当社は、上記金額の裏付けとして、株式会社あおぞら銀行から、3,600,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書(本書の添付書類)を平成24年7月31日付で取得しております。当該協議に係る融資契約において、貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

## ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計(c)			-

## 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

## 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

3,600,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

## (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

### (2) 【決済の開始日】

平成24年9月20日(木曜日)

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

### (4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,568,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,568,500株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実に基づき、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

### (4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

### (5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

( 6 ) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

( 7 ) 【公開買付けの結果の開示の方法】

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

( 8 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、他の者の裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

年月	沿革
平成24年 1月	GMOクリック証券による株式移転により会社設立
平成24年 5月	本社を東京都渋谷区桜丘町に移転

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### (会社の目的)

当社は、次の事業を営むこと、及び次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的としております。

- (1) 金融商品取引法第2条第8項に規定された金融商品取引業
- (2) 同法第35条第1項に規定された金融商品取引業の付随業務
- (3) 同法第35条第2項に規定された届出業務
- (4) 同法第2条第11項に規定された金融商品仲介業
- (5) 外国為替市場における受託・媒介・取次・両替
- (6) 商品先物取引法第2条に規定された商品先物取引業
- (7) 譲渡性預金の預金証書の売買又はその媒介、取次ぎもしくは代理に係る業務
- (8) 経営コンサルティング業
- (9) 広告、宣伝の企画及び広告代理店業務
- (10) 不動産の所有、利用、管理、賃貸借、売買、仲介及び鑑定業並びにこれらの受託
- (11) 金融に関するシステム（ハードウェア、ソフトウェア、その他名称の如何を問わず、一定の目的を達成するために作成されるプログラム及びプログラムを備えた媒体を指す。以下、同じ。）の開発及び保守
- (12) 金融に関するシステムの運用代行
- (13) 外国為替取引システムの開発、販売及び保守
- (14) 金融商品取引システムの開発、販売及び保守
- (15) システムの導入に関するコンサルティング
- (16) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (17) 人材育成のための教育事業
- (18) 講演会、セミナー、研究会の開催
- (19) 出版業
- (20) マルチメディア関連の映像、ソフトウェア、データ及び映像媒体の研究、開発、企画、販売
- (21) 投資業
- (22) 投資事業組合財産の管理及び運用
- (23) 投資法人の設立及び企画に関する業務



- (24) ホテル、レジャー施設、商業施設、及び旅館の経営、運営、所有並びに管理
- (25) ホテル、レジャー施設、商業施設、及び旅館の新規事業開発並びに事業再生
- (26) インターネットによる通信販売
- (27) 日本国外で行う上記各号と同種の事業
- (28) 総務人事、経理財務、企画等に関する業務の受託又は支援
- (29) 当会社の子会社等に対する資金の貸借及び配分、並びに余剰資金の運用等
- (30) 前各号に附帯する一切の業務

## (事業の内容)

当社は、株式等の保有管理及び経営に対する助言サポート等を通じた、持ち株会社事業を主たる事業としております。

## 【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成24年8月2日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
100,000,000	18,010,400

## 【大株主】

平成24年8月2日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 （株）	発行済株式の 総数に対する 所有株式の数 の割合（％）
GMOインターネット株式会社	東京都渋谷区桜丘町26番1号	18,010,400	100
計		18,010,400	100

## 【役員の職歴及び所有株式の数】

平成24年8月2日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表 執行役 社長	指名委員 報酬委員	高島秀行	昭和43年 7月26日	平成5年4月 新日本証券(株)(現みずほ証券(株))入社	-
				平成10年3月 (株)イメージ(現インフォテック(株))入社	
				平成11年9月 (株)ファイテック研究所(現(株)キーポート・ソリューションズ)入社	
				平成14年4月 アクセンチュア(株) 入社	
				(株)ライブドア 入社	
				平成16年11月 ライブドア証券(株)(現 かがか証券(株)) 出向	
				平成17年6月 GMOインターネット(株) 入社	
				平成17年10月 クリック証券(株)(現GMOクリック証券(株)) 代表取締役社長(現任)	
				平成20年10月 (株)フォレックス・トレード 取締役	
				平成22年7月 ブルー・マーリン・パートナーズ(株)(現(株)シェアーズ) 取締役(現任)	
				平成22年11月 クリック証券(株)(現GMOクリック証券(株)) 執行役員(現任)	
				平成23年6月 GMO CLICK HK LIMITED(現Forex Trade Hong Kong) 取締役(代表権あり/現任)	
				平成23年11月 GMOクリック・インベストメント(株) 代表取 締役(現任)	
平成24年1月 当社代表執行役社長(現任)					
社外 取締役	指名委員 報酬委員	野村正光	昭和40年 4月6日	昭和63年4月 (株)アタックス 入社	-
				平成11年10月 同社 東京事務所責任者	
				平成13年3月 同社 取締役	
				平成13年12月 (株)アタックス・ビジネス・コンサルティン グ 取締役	
				平成17年7月 (株)アイランド・ブレイン監査役(現任)	
				平成17年12月 (株)インターオフィス 代表取締役	
				平成19年9月 クリック証券(株)(現GMOクリック証券(株)) 取締役(現任)	
				平成19年10月 (有)熊谷正寿事務所(現(株)熊谷正寿事務所) 取締役副社長(現任)	
				平成24年1月 当社社外取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
社外 取締役	指名委員 報酬委員	安田昌史	昭和46年 6月10日	平成8年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任 監査法人)入所	-
				平成12年4月 同 監査法人 退所 公認会計士 登録 インターキュー(株)(現GMOインターネット 株)入社	
				平成13年9月 同社 経営戦略室長	
				平成14年3月 同社 取締役	
				平成15年3月 同社 グループ経営戦略担当 兼 IR担当 同社 常務取締役 (株)アイル(現GMOクラウド(株))取締役(現 任)	
				平成16年12月 (株)カードコマースサービス(現GMOペイメ ントゲートウェイ(株))監査役(現任)	
				平成17年3月 グローバルメディアオンライン(株)(現GMOイ ンターネット(株))専務取締役 管理部門統括 ・グループ経営戦略・IR担当 (株)paperboy&co .監査役(現任)	
				平成20年3月 (株)まぐクリック(現GMOアドパートナーズ 株)取締役(現任)	
				平成20年5月 GMOインターネット(株)専務取締役 グループ 管理部門統括(現任)	
				平成23年6月 GMOクリック証券(株)取締役(現任)	
				平成24年1月 当社社外取締役(現任)	
社外 取締役	監査委員	山下浩史	昭和37年 7月1日	昭和60年4月 日本アイ・ビー・エム(株) 入社	-
				平成14年2月 同社 金融ソリューション・サービス開発 部長	
				平成19年4月 GMOインターネット(株)入社 グループシステム支援室室長代理	
				平成20年4月 同社 グループシステム支援室長	
				平成21年1月 同社 システム本部長 (現任)	
				平成21年3月 同社 取締役	
				平成22年12月 GMOペイメントゲートウェイ(株) 取締役(現 任)	
				平成23年3月 GMOインターネット(株) 常務取締役(現任)	
				平成23年6月 GMOクリック証券(株) 取締役(現任)	
				平成24年1月 当社社外取締役(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
社外 取締役	監査委員	佐藤明夫	昭和41年 2月4日	平成9年4月 弁護士登録	-
				平成15年3月 佐藤総合法律事務所 開設(現任)	
				平成17年4月 駿河台大学大学院法務研究科(法科大学院)兼任講師(現任)	
				平成17年6月 (株)アミューズ 監査役(現任)	
				平成19年1月 (株)ジャスダック証券取引所 コンプライアンス委員会委員長	
				平成19年3月 GMOホスティング&セキュリティ(株)(現GMOクラウド株) 監査役(現任)	
				平成19年6月 インフォテリア(株) 監査役(現任)	
				平成19年9月 クリック証券(株)(現GMOクリック証券(株)) 監査役	
				平成20年3月 (株)ポーラ・オルビスホールディングス 監査役(現任)	
				平成20年6月 丸八証券(株) 取締役	
				平成20年12月 GMOペイメントゲートウェイ(株) 取締役(現任)	
				平成24年1月 当社社外取締役(現任)	
社外 取締役	指名委員 報酬委員 監査委員	山本樹	昭和50年 5月14日	平成10年4月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所	-
				平成13年4月 公認会計士 登録	
				平成19年7月 GMOインターネット(株) 入社	
				平成21年4月 同社 グループ財務部マネージャー(現任)	
				平成23年6月 GMOクリック証券(株) 監査役(現任)	
				平成24年1月 当社社外取締役(現任)	
計					-

(注1) 取締役 野村正光、安田昌史、山下浩史、佐藤明夫及び山本樹の5名は、会社法第2条第15項に定める社外取締役であります。

## (2) 【経理の状況】

当社が純粋持株会社であることに鑑み、経理の状況については当社の個別財務諸表ではなく、連結財務諸表を掲載しております。

### 1 連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

(2) 当社は平成24年1月4日に設立され、当連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)は連結財務諸表の作成初年度であるため、連結財務諸表については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表は、株式移転により完全子会社となったGMOクリック証券株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。

### 2 監査証明について

当社の連結財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

## 【連結財務諸表】

## イ 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	1		10,342
預託金			92,325
トレーディング商品			180
商品有価証券等			158
デリバティブ取引			22
信用取引資産			39,687
信用取引貸付金			25,587
信用取引借証券担保金			14,100
立替金			67
短期差入保証金			18,766
支払差金勘定			7,161
外国為替証拠金取引顧客差金			7,159
商品先物C F D取引顧客差金			2
前払費用			261
未収入金			1,467
未収収益			198
繰延税金資産			232
その他			214
貸倒引当金			64
流動資産合計			170,842

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(平成24年3月31日)

固定資産		
有形固定資産		
建物	4	75
器具備品	4	540
土地		33
リース資産	4	66
建設仮勘定		60
有形固定資産合計		776
無形固定資産		
のれん		83
商標権		0
ソフトウェア		807
ソフトウェア仮勘定		182
その他		23
無形固定資産合計		1,097
投資その他の資産		
投資有価証券		15
出資金		1
長期差入保証金		385
破産更生債権等		152
長期前払費用		93
繰延税金資産		415
その他		1
貸倒引当金		152
投資その他の資産合計		912
固定資産合計		2,786
資産合計		173,629

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(平成24年3月31日)

負債の部		
流動負債		
トレーディング商品		43
デリバティブ取引		43
約定見返勘定		19
信用取引負債		36,728
信用取引借入金		16,507
信用取引貸証券受入金		20,220
預り金		8,350
受入保証金		102,069
有価証券等受入未了勘定		0
受取差金勘定		1,183
外国為替証拠金取引顧客差金		714
外国為替証拠金取引自己差金		465
商品先物C F D取引顧客差金		2
商品先物C F D取引自己差金		0
短期借入金		7,190
リース債務		46
前受収益		1
未払金		1,103
未払費用		873
未払法人税等		200
賞与引当金		236
役員賞与引当金		159
資産除去債務		24
流動負債合計		158,229
固定負債		
リース債務		24
長期未払金		100
固定負債合計		124
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	5	712
商品取引責任準備金	5	0
特別法上の準備金合計		712
負債合計		159,066
純資産の部		
株主資本		
資本金		100
資本剰余金		7,469
利益剰余金		6,976
株主資本合計		14,545
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定		16
その他の包括利益累計額合計		16
純資産合計		14,562
負債純資産合計		173,629



## □ 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
営業収益		
受入手数料		2,886
委託手数料		2,512
その他の受入手数料		374
トレーディング損益		11,152
金融収益		1,330
その他の営業収益		30
営業収益合計		15,399
金融費用		723
純営業収益		14,675
販売費及び一般管理費		
取引関係費		4,388
人件費		1,519
不動産関係費		985
事務費		1,346
減価償却費		612
租税公課		201
貸倒引当金繰入額		2
のれん償却額		13
その他		74
販売費及び一般管理費合計		9,140
営業利益		5,535
営業外収益		12
営業外費用		6
経常利益		5,542
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入れ		205
固定資産除却損	1	55
事務所移転費用		39
その他		16
特別損失合計		317
税金等調整前当期純利益		5,224
法人税、住民税及び事業税		2,344
法人税等調整額		49
法人税等合計		2,295
少数株主損益調整前当期純利益		2,929
当期純利益		2,929

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
少数株主損益調整前当期純利益		2,929
その他の包括利益		
為替換算調整勘定		16
その他の包括利益合計	1	16
包括利益		2,946
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		2,946

## 八 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高		4,346
当期変動額		
株式移転による変動		4,246
当期変動額合計		4,246
当期末残高		100
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高		3,223
当期変動額		
株式移転による変動		4,246
当期変動額合計		4,246
当期末残高		7,469
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高		5,353
当期変動額		
剰余金の配当		1,306
当期純利益		2,929
当期変動額合計		1,622
当期末残高		6,976
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高		12,923
当期変動額		
剰余金の配当		1,306
当期純利益		2,929
当期変動額合計		1,622
当期末残高		14,545
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>為替換算調整勘定</b>		
当期首残高		-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		16
当期変動額合計		16
当期末残高		16
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高		-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		16
当期変動額合計		16
当期末残高		16

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
純資産合計	
当期首残高	12,923
当期変動額	
剰余金の配当	1,306
当期純利益	2,929
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16
当期変動額合計	1,639
当期末残高	14,562

## 二 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	5,224
減価償却費	612
長期前払費用償却額	39
のれん償却額	13
貸倒引当金の増減額(は減少)	86
賞与引当金の増減額(は減少)	94
役員賞与引当金の増減額(は減少)	54
金融商品取引責任準備金の増減額(は減少)	205
受取利息及び受取配当金	2
支払利息	18
固定資産除却損	55
投資有価証券評価損益(は益)	2
匿名組合投資損益(は益)	10
預託金の増減額(は増加)	20,292
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	140
信用取引資産の増減額(は増加)	11,703
短期差入保証金の増減額(は増加)	1,723
支払差金勘定の増減額(は増加)	2,193
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	39
信用取引負債の増減額(は減少)	10,731
預り金の増減額(は減少)	2,086
受入保証金の増減額(は減少)	27,040
受取差金勘定の増減額(は減少)	93
その他	284
小計	10,157
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	17
法人税等の支払額	2,910
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,231
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の預入による支出	3,333
定期預金の払戻による収入	700
有形固定資産の取得による支出	447
無形固定資産の取得による支出	438
長期前払費用の取得による支出	27
長期差入保証金の差入による支出	272
長期差入保証金の回収による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,817

(単位：百万円)

当連結会計年度	
(自 平成23年4月1日	
至 平成24年3月31日)	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	28,270
短期借入金の返済による支出	26,976
配当金の支払額	1,306
リース債務の返済による支出	44
財務活動によるキャッシュ・フロー	57
現金及び現金同等物に係る換算差額	16
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	3,373
現金及び現金同等物の期首残高	3,635
現金及び現金同等物の期末残高	1 7,009

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

GMOクリック証券株式会社

GMOクリック・インベストメント株式会社

株式会社シェアーズ

Forex Trade Hong Kong Limited

前連結会計年度末(平成23年3月31日)から3社増加し、1社減少いたしました。

(株式移転による増加) 1社

GMOクリック証券株式会社

(設立による増加) 2社

GMOクリック・インベストメント株式会社

Forex Trade Hong Kong Limited

(清算による減少) 1社

フォレックス・トレード株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありませんので持分法の適用はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)

時価法を採用しております。

(ロ) トレーディング商品に属さない有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

匿名組合出資金の会計処理

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を「投資有価証券」として計上しております。匿名組合の出資時に「投資有価証券」を計上し、匿名組合が獲得した純損益の持分相当額については、営業外損益に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減する処理を行っております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産は除く）

定率法を採用しております。ただし、建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3年～50年

器具備品 4年～20年

ロ 無形固定資産（リース資産は除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

ニ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の業績を勘案して算出した支給見込額を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の業績を勘案して算出した支給見込額を計上しております。

ニ 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他取引またはデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

ホ 商品取引責任準備金

商品先物取引に関して生じた事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条第1項の規定に基づき、同法施行規則第111条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。



(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期資金からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用として計上し、法人税法の規定により5年間で均等償却しております。

ロ 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客との間で行われる外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益、並びに未決済ポジションに係るスワップポイントの授受をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細毎に算定し、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上の外国為替証拠金取引顧客差金に計上しております。

また、顧客からの預り資産は、金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第143条第1項第1号に定める方法により区分管理しており、これを貸借対照表上の預託金に計上しております。

ハ カウンターパーティーを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

カウンターパーティーとの間で行われる外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティーを相手方とする外国為替証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細毎に算定し、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上の外国為替証拠金取引自己差金に計上しております。

二 繰延資産の処理方法

創立費

支出時に全額費用として処理しております。

**【会計上の見積りの変更】**

当社グループが保有する本店事務所に係る建物附属設備は、平成24年5月7日付で本店の移転を予定していることから、移転に伴い利用不能となる資産について当連結会計年度において耐用年数を変更し、当該移転の決議を行った日から移転予定日までとしております。

また、現在の本店事務所の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務に伴う資産除去債務についても、上記のとおり本店の移転に従い、当連結会計年度において償却に係る合理的な期間を変更し、当該移転の決議を行った日から移転予定日までとしております。

この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、それぞれ34百万円減少しております。

**【追加情報】**

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
現金及び預金	3,333百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
銀行による保証額	10,000百万円

## 2 差入れている有価証券の時価額

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
信用取引貸証券	20,896百万円
信用取引借入金の本担保証券	16,437百万円
差入保証金代用有価証券	12,886百万円

## 3 差入れを受けている有価証券の時価額

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
信用取引貸付金の本担保証券	25,563百万円
信用取引借証券	13,901百万円
受入保証金代用有価証券	45,841百万円

## 4 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物	105百万円
器具備品	680百万円
リース資産	111百万円

## 5 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、以下のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5

商品取引責任準備金

商品先物取引法第221条第1項

## 6 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社グループは、金融商品取引サービスを提供する連結子会社1社（GMOクリック証券株式会社）にて、当該業務に関わる運転資金の効率的な調達を目的として取引銀行6行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	6,500百万円
差引額	3,500百万円

（連結損益計算書関係）

## 1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
器具備品	0百万円
ソフトウェア	7百万円
ソフトウェア仮勘定	27百万円
長期前払費用	19百万円

（連結包括利益計算書関係）

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

為替換算調整勘定

当期発生額	16 百万円
組替調整額	-
税効果調整前	16
税効果額	-
為替換算調整勘定	16
その他の包括利益合計	16

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	-	18,010,400	-	18,010,400
合計	-	18,010,400	-	18,010,400

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加18,010,400株は、平成24年1月4日付での株式移転によるものであります。

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年3月26日 臨時株主総会	普通株式	208	11.55	平成24年3月26日	平成24年3月26日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	10,342百万円
担保提供預金	3,333百万円
現金及び現金同等物	7,009百万円

## (リース取引関係)

## 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

外国為替証拠金取引システムに係る電子計算機等（器具備品）であります。

## (2) リース資産の内容

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2 リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
器具備品	77	73	-	3
合計	77	73	-	3

## (2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額	
1年内	4
1年超	-
合計	4
リース資産減損勘定の残高	-

## (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	27
減価償却費相当額	24
支払利息相当額	0

## (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## (金融商品関係)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一般投資家に対する有価証券取引や外国為替証拠金取引等の金融商品取引サービスを提供することを主たる事業としており、当該業務は連結子会社1社（GMOクリック証券株式会社）により実施しております。当該業務から発生する資金負担に備えるため、当社グループは手元流動性の維持並びに複数の取引金融機関からコミットメントラインを取得することにより資金需要に備えております。その他、外国為替証拠金取引においてカウンターパーティーとの間のカバー取引に必要な差入証拠金の一部を、金融機関との支払保証契約に基づく保証状によって代用することにより、資金負担を軽減しております。

当社グループが提供する外国為替証拠金取引等店頭デリバティブ取引は、顧客との間で自己が取引の相手方となって取引を行うため、取引の都度、当社グループには外国為替その他のポジション（持ち高）が発生します。当社グループは発生したそれらのポジションの価格変動リスクを回避するため、カウンターパーティーその他の金融機関との間で適宜カバー取引を行っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、有価証券関連業又は外国為替証拠金取引業に付随するものに大別され、信用リスク、市場リスク、流動性リスクを有しております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

株式取引における信用取引及び株価指数先物・オプション取引において、顧客は取引額に対して一定の保証金（金銭又は有価証券）を当社グループに差し入れることで、取引を行っております。取引開始後、相場変動により顧客の評価損失が拡大あるいは代用有価証券の価値が下落し、顧客の担保額が必要額を下回った場合、当社グループは顧客に対して追加の担保差し入れ（追証）を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、当社グループは顧客の取引を強制的に決済することで取引を解消します。強制決済による決済損失が担保額を上回る場合は、顧客に対して超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクが発生します。当社グループは、顧客に対して当該金銭債権の支払を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、その不足額の全部又は一部が回収不能となる可能性があります。

顧客との間で行われる外国為替証拠金取引については、為替相場の急激な変動等の要因により、顧客が差入れている証拠金を超える損失が発生する可能性があり、この場合、顧客に対し超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクが発生します。当社グループは、顧客に対して当該金銭債権の支払を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、その不足額の全部又は一部が回収不能となる可能性があります。当該信用リスクについては、顧客の証拠金維持率（顧客が保有する未決済ポジションに対する時価の証拠金の比率）が一定の値を下回った場合、未決済ポジションを強制決済する自動ロスカット制度を採用することにより、当該リスクの発生可能性を低減しております。

一方、カウンターパーティーとの間で行われる外国為替証拠金取引については、カウンターパーティーに対する差入証拠金等の金銭債権について、カウンターパーティーの破綻等による信用リスクを有しております。当該カウンターパーティーの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の基準によりカウンターパーティーを選別し、定期的に格付け情報の変更等の信用状況の変化を確認する等により与信管理を行っております。

なお、関係諸法令の要求に基づき、顧客から預託を受けた金銭は信託銀行等へ信託を行う必要がありますが、当該信託財産は委託先である信託銀行等が破綻に陥った場合でも、信託法によりその財産は保全されることとなっており、信託銀行等の信用リスクからは遮断されております。

#### 市場リスクの管理

顧客との間で行われる外国為替証拠金取引については、取引の都度、当社グループには外国為替のポジション（持ち高）が発生するため、そのポジションに対し市場リスク（為替変動リスク）を有することになります。当該市場リスク（為替変動リスク）については、他の顧客の反対売買取引と相殺する店内マリーヤカウンターパーティーとの間で反対売買を行うカバー取引を行うことでリスクの回避を図っております。ただし、システムトラブル等の原因によりカバー取引が適切に行われなかった場合やポジション管理の不備が生じた場合には、ヘッジが行われていないポジションについて為替変動リスクを有することとなります。為替変動リスクの管理として、保有しているポジション額をシステム的に自動制御しているほか、1営業日に複数回、外国為替部門において、顧客との取引によって生じるポジション額、自己保有しているポジション額及びカウンターパーティーとの取引により生じるポジション額が一致していることを確認しております。

また、カウンターパーティーとの間で行われる外国為替証拠金取引については、カウンターパーティーの意向によりカバー取引が実行できないという流動性リスクを有しております。当該リスクに関して、当社グループは流動性を確保するために複数のカウンターパーティーを選定することにより、流動性リスクを分散しております。

#### 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

有価証券関連業や外国為替証拠金取引業の業務全般において、証券金融会社やカウンターパーティーへの預託が必要となる保証金及び証拠金の差入れや、取引等に基づく顧客資産の増減と信託の差替えタイミングのズレにより一時的な資金負担の増加に伴う流動性リスクが発生します。当社グループは手元流動性の維持に加え、複数の取引金融機関からコミットメントラインを取得し、急激な資金需要に備えております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照のこと。）。



当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	10,342	10,342	-
(2) 預託金	92,325	92,325	-
(3) トレーディング商品			
商品有価証券等	158	158	-
(4) 信用取引貸付金	25,587	25,587	-
(5) 信用取引借証券担保金	14,100	14,100	-
(6) 短期差入保証金（*1）	18,765	18,765	-
資産計	161,279	161,279	-
(1) 信用取引借入金	16,507	16,507	-
(2) 信用取引貸証券受入金	20,220	20,220	-
(3) 預り金	8,350	8,350	-
(4) 受入保証金	102,069	102,069	-
(5) 短期借入金	7,190	7,190	-
負債計	154,337	154,337	-
デリバティブ取引（*2, 3）			
(1) 有価証券関連CFD取引関係			
イ．トレーディング商品	(23)	(23)	-
ロ．トレーディング商品	1	1	-
ロ．短期差入保証金	1	1	-
(2) 外国為替証拠金取引関係			
イ．外国為替証拠金取引顧客差金	6,444	6,444	-
ロ．外国為替証拠金取引自己差金	(465)	(465)	-
(3) 商品先物CFD取引関係			
イ．商品先物CFD取引顧客差金	0	0	-
ロ．商品先物CFD取引自己差金	(0)	(0)	-
ロ．短期差入保証金	(0)	(0)	-
デリバティブ取引計	5,958	5,958	-

(\*1) デリバティブ取引の評価損益の一部については、取次証券会社に差入れている保証金内で値洗いが行われるため、これらの評価損益を加減した金額で記載しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(\*3) 各取引において、「イ」は顧客とのデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を、「ロ」は取次証券会社またはカウンターパーティとのデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を表しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預託金

顧客からの要求に応じて当社グループが支払義務を負う預り金及び受入保証金に応じて、毎営業日又は毎週水曜日に差替えを行っているため、連結決算日に要求された場合における引出額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(3) トレーディング商品 商品有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格により、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は 13 百万円です。

(4) 信用取引貸付金

顧客に対する信用取引貸付金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価とみなしております。

(5) 信用取引借証券担保金

証券金融会社に対する信用取引借証券担保金は日々値洗いが行われているため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価とみなしております。

(6) 短期差入保証金

短期差入保証金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価とみなしております。

#### 負 債

(1) 信用取引借入金

証券金融会社からの信用取引借入金は日々値洗いが行われているため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価とみなしております。

(2) 信用取引貸証券受入金

顧客から差入れを受けている信用取引貸証券受入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価とみなしております。

(3) 預り金

顧客より預託を受けている預り金は、約定済未受渡資金等を除き、顧客からの要求に応じて当社グループが支払義務を負うため、連結決算日に要求された場合における支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(4) 受入保証金

顧客より預託を受けている受入保証金は、約定済未受渡資金や未決済ポジションに必要な担保額等を除き、顧客からの要求に応じて当社グループが支払義務を負うため、連結決算日に要求された場合における支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	当期連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式(*1, 2)	0
匿名組合出資金(*3)	15
合計	15

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 非上場株式については、2百万円の減損処理を行っております。

(\*3) 匿名組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	10,342	
預託金	92,322	3
信用取引貸付金	25,587	
信用取引借証券担保金	14,100	
短期差入保証金	18,765	
合計	161,117	3

(注4) 短期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)
信用取引借入金	16,507
短期借入金	7,190
合計	23,697

## (有価証券関係)

## 1 売買目的有価証券

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	18百万円

## 2 その他有価証券

当連結会計年度(平成24年3月31日)

時価を把握することが極めて困難な非上場株式(連結貸借対照表計上額 0百万円)及び匿名組合出資金(連結貸借対照表計上額 15百万円)のみを保有しているため、該当事項はありません。

## 3 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の株式について2百万円の減損処理を行っております。

## (デリバティブ取引関係)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は次のとおりであります。

## (1) 通貨関連

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	外国為替証拠金取引				
	売建	201,500	-	2,942	2,942
	買建	195,521	-	3,036	3,036
合計		-	-	5,978	5,978

(注) 時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。

## (2) 有価証券関連

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	204	-	1	1
	買建	427	-	1	1
店頭	株価指数先物CFD取引				
	売建	855	-	39	39
	買建	631	-	17	17
	株式CFD取引				
	売建	68	-	1	1
	買建	9	-	0	0
合計		-	-	20	20

(注) 時価の算定方法 株価指数先物取引は連結会計年度末の各取引所における清算指数及び最終価格により、株価指数先物CFD取引及び株式CFD取引は連結会計年度末の各取引所における最終取引価格により算定しております。

## (3) 商品関連

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	39	-	0	0
	買建	150	-	0	0
店頭	株式CFD取引				
	売建	379	-	1	1
	買建	257	-	0	0
合計		-	-	0	0

(注) 時価の算定方法 商品先物取引は連結会計年度末の各取引所における清算指数及び最終価格により、商品先物CFD取引は連結会計年度末の各取引所における最終取引価格により算定しております。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社グループは退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>繰延税金資産(流動)</b>	
繰延税金資産(流動)小計	232百万円
未払事業税	43百万円
賞与引当金繰入超過額	96百万円
特別報奨金否認額	29百万円
繰延資産償却超過額	18百万円
減価償却超過額	10百万円
その他	33百万円
<b>繰延税金資産(固定)</b>	
金融商品取引責任準備金繰入限度額超過額	253百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	76百万円
投資有価証券評価損否認額	35百万円
繰延資産償却超過額	47百万円
その他	27百万円
繰延税金資産(固定)小計	441百万円
評価制引当額	26百万円
繰延税金資産合計	647百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
住民税均等割	0.1%
役員賞与否認	1.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額	1.4%
評価性引当額	0.3%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.9%

## 3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成28年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は70百万円減少し、法人税等調整額が70百万円増加しております。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本店事務所を賃貸するため不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、賃貸借契約開始から建物付属設備の減価償却期間（約10年）と見積もり、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り（1.3%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

## (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高	22百万円
時の経過による調整額	1百万円
期末残高	24百万円



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社グループは、金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の国に所在する連結子会社は設立から間もなく営業活動の開始に至っておらず、連結損益計算書の営業収益は全て本邦におけるものであるため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国に所在する連結子会社は設立から間もなく営業活動の開始に至っていないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の営業収益の大部分を占めるトレーディング損益(外国為替取引損益)は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社グループは、金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

## 1 関連当事者との取引

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

記載事項はありません。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

GMOインターネット株式会社（東京証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	808.57円
1株当たり当期純利益金額	162.64円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

## 2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	14,562
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	14,562
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	18,010,400

## 3 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(百万円)	2,929
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,929
普通株式の期中平均株式数(株)	18,010,400

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

## 3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

##### (4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

( 1 ) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4 【公開買付者と対象者との取引等】

### 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

### 2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、みずほ証券から取得した対象者算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、当社及び伊藤忠商事との間で利害関係を有しない対象者の独立役員の意見の内容等を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けは、対象者の企業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は適切であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、平成24年8月1日開催の取締役会において、全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者は、みずほ証券から取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らせば、本公開買付け価格は適切であると判断するものの、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であることを踏まえて、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

また、対象者の社外監査役である中島聡氏を除く監査役2名が上記取締役会に出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様の判断に委ねることにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち、伊藤忠商事の従業員を兼任する中島聡氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議には参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

## 第5 【対象者の状況】

### 1 【最近3年間の損益状況等】

#### (1) 【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

#### (2) 【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

### 2 【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社大阪証券取引所 JASDAQスタンダード市場							
	月別	平成24年2月	平成24年3月	平成24年4月	平成24年5月	平成24年6月	平成24年7月	平成24年8月
最高株価（円）		271	288	255	235	213	203	208
最低株価（円）		238	261	235	214	204	190	195

(注) 平成24年8月については、8月1日までのものです。

## 3 【株主の状況】

## (1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## (2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

## 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

## 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-



#### 4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

##### (1) 【対象者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月27日に関東財務局長に提出

事業年度 第9期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月25日に関東財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

なお、対象者によれば、対象者は、事業年度 第10期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）に係る四半期報告書を平成24年8月13日に関東財務局長に提出する予定とのことです。

###### 【臨時報告書】

該当事項はありません。

###### 【訂正報告書】

訂正報告書（第8期の有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年11月29日関東財務局長に提出

##### (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

FXプライム株式会社

（東京都渋谷区渋谷一丁目7番7号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 5 【その他】

## (1) 「平成25年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表

対象者は、平成24年8月1日に「平成25年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検討しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

## 損益の状況

決算年月	平成25年3月期 (第10期) 第1四半期累計期間
営業収益(千円)	674,106
販売費及び一般管理費(千円)	790,820
営業外収益(千円)	1,375
営業外費用(千円)	1,309
四半期純利益(千円)	105,918

## 1株当たりの状況

決算年月	平成25年3月期 (第10期) 第1四半期累計期間
1株当たり四半期純損益(円)	13.08
1株当たり配当額(円)	-
1株当たり純資産額(円)	578.03